

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

## 第54準備書面

—被告準備書面(26)に対する反論—

2017年(平成29)年1月25日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明  
外



### 第1 はじめに

被告は、被告準備書面(26)において、①有識者会合の構成は専門性を欠くこと、②有識者会合は科学的議論を尽くしていないことを根拠として、有識者会合及び本件評価書につき看過できない問題があると主張している。

しかし、以下のとおり、かかる主張は新規制基準を無視した独自の主張や具体的な事実から乖離した都合のよい見解を述べたものにすぎず、原告の主張・立証に対する反論にはなっていない。

### 第2 有識者会合の専門性等に関する原告の主張(原告第52準備書面第3の3に

関する補足)

## 1 有識者会合の構成は専門性を欠くとはいえない

(1) 被告は、被告準備書面（26）5頁の下から6行目以下において、「有識者会合の評価対象は、破碎帯であって活断層ではないことから（乙B128の54、55頁），専門家からは、本来、有識者会合には、破碎帯に係る専門的知見を有する構造地質学等の専門家が必要であると指摘されており、また、破碎帯そのものの評価のみならず、原子力発電所施設への影響を含めた評価を行うためには、岩盤力学や地盤工学の立場からの調査と解析も必要であると指摘されていた（乙B129の315頁）。にもかかわらず、…有識者会合を構成するメンバー（ほぼ4分の3が地形から活断層の判読を専門とする変動地形学の研究者となっている。）には、破碎帯に係る専門的知見を有する構造地質学の専門家はほとんどおらず、また、岩盤工学、地盤工学等の専門家は全く含まれていない（乙B129の315頁）。」と主張している。

しかし、以上の主張には3つの誤りがある。

まず、本件敷地内断層が「将来活動する可能性のある断層等」であるか否かは原子力規制委員会が最終的な行政判断を行うところ（当事者双方に争いなし），その委員会が当該判断を行うために設置した現地調査団である有識者会合（原告第52準備書面3～4頁）の評価対象から当該「将来活動する可能性のある断層等」が外れているはずはない。もちろん、上記の被告主張のように明示する規定や原子力規制委員会委員の発言等は見当たらない。

この点、当該主張を行う奥村教授は、「実際の調査対象は破碎帯等であつ

て活断層ではない。」などとしているが（乙B128），新規制基準の1つである「地質審査ガイド」では，「断層や破碎帶等の性状」，「断層・破碎帶等の分布」，「断層破碎帶等の弱面」などと規定して断層と破碎帶等を明確に区別して取り扱っていないし，また，地質学一般でもそのように理解されている（甲B256）。とりわけ，新規制基準においては「将来活動する可能性のある断層等」には，震源として考慮する活断層のほか，地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え，支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面も含むとされており，上記奥村教授の主張は，規制委員会における議論の土俵を勝手に変更するものであり，本件では傾聴に値しない。

したがって，有識者会合の評価対象は活断層ではないとする点については誤りがある。

さらに，「将来活動する可能性のある断層等」の判断にあたって，岩盤力学や地盤工学の立場からの調査等も不可欠であるかのように主張している点も明白な誤りである。なぜなら，本件敷地内断層は重要施設直下に存在していることが疑われている断層であって「ずれ」による被害が問題となるところ，この「ずれ」による被害は抑えられない以上（「ずれ」特有の危険性），上記判断において重要なことは断層の上を避けることであり，“断層が動いたときに地盤がどのように動くのか，どのくらい傾き，どのくらい力が加わるのか”を計算・検討する岩盤力学・地盤工学的検討はほとんど意味が無いものであるからである（当該計算を行うことに限界があることについて，原告第53準備書面11頁など）。この点，同「地質審査ガイド」でも，「将来活動する可能性のある断層等の認定においては，調査結果の精度や信頼性

を考慮した安全側の判断が行われていることを確認する。その根拠となる地形面の変位・変形は変動地形学的調査により、地層の変位・変形は地表地質調査及び地球物理学的調査により、それぞれ認定されていることを確認する。」(ガイド2. 2(1))とされており、変動地形学や地質学的アプローチは重視されているが、岩盤力学や地盤工学等には言及されていない。さらに、原子力規制委員会の委員の中にも岩盤力学や地盤工学の専門家は含まれていない(被告の主張を前提にすれば、原子力規制委員会の構成も専門性を欠くということになる。)。これらのことからみても、「将来活動する可能性のある断層等」の判断にあたって、岩盤力学・地盤工学的検討が重視されていない(不可欠ではない)ことは明らかである。

加えて、「構造地質学の専門家はほとんどおらず…」として、あたかも志賀原発の有識者会合の構成が特定の学会に偏っているかのように示唆している点も誤りである。経歴等によれば、志賀原発における有識者会合のメンバーのうち、廣内大助准教授、吉岡敏和氏は変動地形学、藤本光一郎准教授、重松紀生氏は地質学が専門である(甲A78(なお、変動地形学の対象は、地形の成り立ちだけでなく地層等も含まれるが))。上述のとおり、新規制基準において重視されている変動地形学、地質学両面にバランスのとれた構成であり、新規制基準の立場からして偏頗的なメンバー構成とは到底いえないものである。

- (2) また、被告は、被告準備書面(26)8頁の上から12行目以下において、本件有識者会合から必要とされる専門性を有する学識経験者が排除されているとの旨を主張している。

しかし、「(従来は一原告代理人注) 審査委員の選任基準が明確でなく、長期間、ごく一部の専門家に委ねられた。原発の状況に詳しくなければ適正な活断層認定はできないというのがその理由のようだが、活断層を客観的に評価する際に原発の知識は必要なく、むしろ中立性の確保を妨げかねない。筆者を含む多くの活断層研究者が、無意識のうちに原発問題から遠ざかっていた責任もある。」との指摘があり（甲B392），国会事故調査委員会からも、「電気事業者は、学会に対しても様々な働きかけをしていた。事故リスクに関する新知見を提示してくれる有識者には、事業者が知見の収集、意見聴取を行う過程で関係を構築し、すくなくとも敵対的関係にならないよう働きかけを行っており、リスクを示す新知見自体に対しても、…『不確実性が高く科学的根拠があいまいであり、研究段階』という理由を掲げて押し込め、規制や指針への採用を先送りするよう働きかけてきた」との指摘なされている（甲B1, 480頁）ところであり、被告が述べるように、①決して判断に必要とされる専門性を有する学識経験者のほとんどが排除されてしまったわけではなく、②過去の反省に基づき、専門性はもちろん透明性・中立性を確保するための要件（甲B393）を新たに課したものであるから、有識者会合の委員の選定には十分に合理性が認められる。

(3) 以上のとおり、本件有識者会合の構成は新規制基準に照らして偏りもなく、本件有識者会合は、本件敷地内断層が「将来活動する可能性のある断層等」であるか否かを判断するにあたって十分な専門性を有するといえる。

## 2 有識者会合は科学的議論を尽くしていないとはいえない

(1) また、被告は、被告準備書面（26）8頁の下から6行目以下において、

事業者との議論を尽くさないまま一方的に結論が断定されたことやピアレビューが本来の役割果たしていないことなどと指摘して、本件有識者会合において科学的議論が尽くされていないとしている。

(2) しかし、平成26年2月14日の事前会合から平成28年3月3日の第8回会合までの間、平成26年12月26日の第4回会合、平成27年2月27日の第5回会合では被告担当者の出席・議論も経た上で（甲A81、2頁「昨年末、12月26日に行いました会合では、事業者から志賀の敷地内のS-1断層についてコメント回答などを行いましたが、今回も引き続きまして、事業者からS-2、S-6断層などについてのコメント回答を行っていただきたいと思います。それが終わりましたらば一通り事業者からのコメント回答を聞き終えたということになりますので、残りの時間で、確認すべき事項について質疑を行いたいというふうに思います。」），有識者会合として十分な議論を尽くして結論を下したものであり、一方的に結論が示されたというのは事実と乖離した主張である。

さらに、レビュアーとして出席した、宮内崇裕氏、栗田泰夫氏及び水野清秀氏から本ピアレビュー会合においていくつかの指摘はなされたものの、本有識者会合の示した結論自体について受け入れられないなど主張する者はいなかった（乙A79）。そもそも、本ピアレビュー会合は、その冒頭で述べられたとおり、「ピア・レビュー会合において、より多くの専門家の意見を聴き、これを参考にしつつ、評価書案をよりよいものとすることを目的とする。」（乙A79、4頁）ものであって、その後の第8回会合では、「6ページから12ページ目までが、全て新設または全面的な書き換えをしてござい

ますので、」(乙A79, 3頁), 「22ページ, ここは中ほどに<有識者による評価>というパートがありますが, 片仮名のア. イ. ウ. 全て新設または書き換えをしておりますので,」(乙A79, 9頁), 「36ページ目の一番上の行, 「そして」から始まるパートが, ここは新設をしてございます。」(乙A79, 10頁), 「36ページ目の最後の6行, <有識者による評価>は, ほぼ新設をしてございますので, ここは大分改変をしておりますので,」(乙A79, 11頁), 「41ページを御覧いただきまして, その他の断層がS-1に影響するかというところ, 兜岩断層などの表現を書いてございますが, 41ページV.まとめの上のところに,かつてはCoulomb 3.3というソフトウェアを用いまして, S-2・S-6が伏在断層として活動した場合の応力変化がS-1に及ぼす影響を数値計算により検討した記述がございましたが, このバージョンでは削除してございます。」(乙A79, 12頁)などとされているところからも明らかだとおり, 評価書の内容に必要十分な反映がなされており, その目的は果たされているといえる。すなわち, “科学における通常の手順”というものがあるか否かは不明だが, 仮に被告の主張する手順に従わなかったからといって, 科学的議論が全くされていないという理由で, 本評価書が本訴訟の資料とすることが許されないようなレベルにあるとは到底いえない。

藤田裁判長が本法廷で再三確認されているように“本訴訟は民事差止請求訴訟であって, 科学論争の場ではない”のである。

- (3) 以上のとおり, 有識者会合では, 平成26年2月14日の事前会合から平成28年3月3日の第8回会合までの間, 被告の意見やピアレビューでの指摘を踏まえた十分な議論が行われたところ, 科学的議論を尽くしてい

ないとはいえない。

そもそも、被告の主張する「科学的議論」というのは、何を意味するのか  
判然としない。まさか、「科学的議論」＝「被告が主張する結論を導く議論」  
ということはないとは思うが。

### 第3 結論

したがって、有識者会合の構成は専門性を欠くこと、有識者会合は科学的議論を尽くしていないことを根拠として、有識者会合及び本件評価書につき看過できない問題があるという主張は、新規制基準を無視した独自の主張や具体的事実から離れた都合のよい見解を述べたものにすぎず、原告の主張・立証を搖るがすものではない。

以上のとおりであり、原告らは、その第53準備書面までで、裁判所の提示した争点整理メモについて十分な主張立証を行っていると思料するものであり、裁判所に対して、あらためて早期結審を求める。

以上